

村上市立朝日中学校「学校いじめ防止基本方針」

I いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する *学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

※ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）から】

II いじめの防止等の対策に関する基本方針

1 基本的な認識

生徒等は、いじめを行ってはならない。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し（人権侵害問題）、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。

当校では、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない」という基本認識に立ち、いじめの防止等の対策は、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

そのために、いじめが、いじめられた生徒の心身に、深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにするための対策も、学校教育全体を通じて行うものとする。

2 「いじめ防止対策委員会」の設置

当校はいじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、「いじめ防止対策委員会」を設置する。日常から、いじめ防止対策委員会を中心に、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、保護者他関係者との連携を図りながら、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めるものとする。

III いじめの防止等のための対策の基本となる事項

- 学校の重点方策の一つに「いじめ・不登校解消と未然防止」を掲げ、着実な初期対応と心に寄り添う指導・支援。未然防止のために組織的に取り組む。
- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権講演会等を実施する。

(1) いじめ防止対策を実効的に行うための組織

ア いじめ防止対策委員会

(ア) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、不登校担当、養護教諭、

※必要に応じ、スクールカウンセラー、主任児童委員にも参加を要請する。

(イ) 役割・活動

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実効・検証・修正の中核とする。
- ② いじめの相談・通報の窓口とする。
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核とする。

(ウ) 開催

学期1回の開催といじめ事案発生時の緊急開催とする。

イ 生徒指導部会

(ア) 構成員

生徒指導主事、学年主任または学年代表、養護教諭

(イ) 役割・活動

- ① 「いじめ」を含む生徒に関する情報交換をする。
- ② 生徒指導に関わる事案の対応策を検討する。

(ウ) 開催

週1回を定例会とし、必要に応じ緊急開催とする。

ウ 不登校対策委員会

(ア) 構成員

不登校担当、生徒指導主事、養護教諭、当該生徒学年主任、担任

※必要に応じ、スクールカウンセラー、主任児童委員にも参加を要請する。

(イ) 役割・活動

- ① いじめの早期発見に関すること（学校生アンケート調査、教育相談実施 等）
- ② 「不登校」「不登校傾向」生徒に関する情報交換
- ③ 該当生徒に関する対応策検討

(ウ) 開催

定例会は開催せず、必要に応じ随時開催とする。

(2) いじめ防止のための取組

ア 「分かる授業」「認め合う集団育成」を通して、いじめを生まない学校風土をつくる。

イ 「いじめ防止学習プログラム」「中1ギャップ解消プログラム」の自校プランを常に改善し、着実に実施する。

- ウ ライフスキル教育や各種体験活動を通して、人間関係能力を育成し、自己有用感を高める。
- エ 人権教育、同和教育に関する研修会を実施し、職員の人権感覚を高める。
- オ 人権教育、同和教育を充実させ、生徒の人権感覚を育てる。
- カ 生徒会活動を中心とした生徒主体のいじめ防止のための活動を推進する。
- キ 保護者・地域と連携し、挨拶運動や親子作業、地域ボランティア活動等を実施し、いじめ防止に取り組む。

(3) いじめの早期発見のための取組

ア いじめ調査等の実施

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒対象学校生活アンケート調査 月1回（8月を除く毎月）
- ② 学級生活調査（Q-U調査） 年2回（6月、11月）
- ③ 保護者対象学校評価アンケート 年2回（7月、12月）
- ④ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り 年2回（5月・11月）

イ いじめ相談体制の確立

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② 保健室における養護教諭の相談活動
- ③ 担任による教育相談の実施

ウ 職員間の情報共有

朝の打合せ、生徒情報日報の共有、生徒理解研修会等を通して生徒に関する情報を常に共有する。

エ いじめの防止のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

ア 情報モラル授業を実施する。

イ 県委託のネットパトロールからの情報を基に、個別指導を行う。

(5) いじめ（疑わしい事案も含む）に対する対応

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ 「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- カ 対応により、「被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が相当の期間（3か月）継続していること」と、「被害者が心身の苦痛を受けていないこと」の2つの条件が満たされていることを注意深く確認し、それをもっていじめが解消されたと判断する。

(6) 重大事案への対処

- 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。
- ア 重大事態が発生した旨を、村上市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（拡大いじめ対策委員会）を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(7) 学校評価における留意事項

- いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
- ア いじめの防止に関する取組に関すること。
- イ いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ウ いじめへの対応に関すること。